

○東京藝術大学キャンパスデザインマネジメントプロジェクト
規則

〔平成25年5月16日
制 定〕

改正 平成25年10月24日 平成29年12月21日
令和7年7月17日

(趣旨)

第1条 この規制は、東京藝術大学学則第116条の規程に基づき、本学施設の中・長期的整備計画を推進するためのプロジェクトに関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学に、東京藝術大学キャンパスデザインマネジメントプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を置く。

2 プロジェクトの設置期間は、この規則の施行の日から平成30年3月31日までとする。

(任務)

第3条 プロジェクトの任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 本学施設の中・長期的整備計画案の立案に関する事項
- (2) 本学各校地キャンパスマスタープラン案の策定に関する事項
- (3) その他、プロジェクトに関する必要な事項

(組織)

第4条 プロジェクトは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) プロジェクトリーダー
- (2) プロジェクト員
- (3) プロジェクト特任教員
- (4) その他、プロジェクトリーダーが必要と認めた者

第5条 プロジェクトリーダーは、キャンパスグランドデザイン推進室構成員のうちから、理事（総務・施設担当）が指名した者をもって充てる。

2 プロジェクトリーダーは、プロジェクトの業務を掌理する。

第6条 プロジェクト員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 美術学部教授会構成員のうち、建築及びデザインの区分から選出された者 若干名
- (2) 音楽学部教授会構成員のうちから選出された者 若干名
- (3) 施設課所属職員のうちから施設課長が指名した者 若干名

第7条 プロジェクト特任教員は、特任助教とする。

2 プロジェクト特任教員の選考、雇用期間及び更新、給与等の就業に関する事項については、東京藝術大学有期雇用職員就業規則を適用する。

(任期)

第8条 第4条第1号、第2号及び第4号に定める者の任期は、第2条第2項に定める期間とする。

(運営支援)

第9条 プロジェクトの運営支援は、施設課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。